

質疑応答（項目別）平成30年4月～

項目	質問	回答
請求書等の記載事項	請求書やレシート等の資産の内容の記載は、「飲食料品」や「雑貨」のように商品の一般的な総称での記載でも良いのですか。	取引された資産が、①課税資産の譲渡等に係るものであること、②軽減対象資産とそれ以外のものであることが、交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、商品の一般的な総称（例えば、一括して「食品」や「飲食料品」との記載）の記載であっても、区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項である「資産の内容」を満たすものとして取り扱われます。
区分記載請求書	軽減税率導入後の請求書等の記載事項の変更は、区分記載請求書と適格請求書との二段階で変更しなければならないのでしょうか。	請求書等に適格請求書として必要な記載事項が記載されていれば、区分記載請求書として必要な記載事項は満たされることとなりますので、システムの改修等を適格請求書に対応できるものに一回で変更することも問題ありません。 詳しくは、「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」（国税庁）問91をご覧ください。 (適格請求書発行者の登録番号は、登録された後でなければ記載できませんが、登録後すぐに記載できるよう、システム等を準備しておくことも考えられます。)
区分記載請求書等保存方式（請求書等の様式変更）	おみやげ品（飲食料品）の卸売と小売を行っています。 (1)年に数回であるが、小売業者に対し包装資材のみを販売することがありますが、ほとんどの取引は軽減税率の対象ですので、請求書は別々でも良いですか。 (2)小売の際に、予め詰め合せてあるもの場合は、箱代込みの価格で販売していますが、お客様のお好みで詰め合せる場合は、箱代を別途頂戴しています。 お好みで詰め合せる場合の箱代の適用税率は標準税率でしょうか。	(1)について 軽減税率適用対象の取引用の請求書と、標準税率適用対象の取引用の請求書を別々に作成することは認められます。また、手書きで作成することも認められます。 (2)お客様のお好みで詰め合せる場合に別途頂戴している箱代の適用税率は標準税率です。 その場合、軽減税率が適用されるおみやげ品の代金と、標準税率が適用される箱代のレシートを別々に発行することも差し支えありません。 ただ、税率ごとに別々に2枚のレシートを交付することになり、お客様が違和感を持たれ

	また、箱代が標準税率の適用となる場合、レシートは税率ごとに別々でも良いのでしょうか。	ることも考えられますので、ご注意ください。
区分記載請求書等保存方式（記載事項）	区分記載請求書において、ほとんどが軽減税率対象である場合、「軽減税率の旨」は、標準税率対象に「※」を付して、「※は標準税率対象」の凡例を入れる形でもよいですか。 また、適格請求書等保存方式における登録番号（T+法人番号）を区分記載請求書にも記載していたとしても問題ないでしょうか。	区分記載請求書に記載が求められるものは「軽減税率の旨」であり、標準税率対象に「※」を付して、「※は標準税率対象」と凡例を入れたとしても、「軽減税率である旨」を記載したことにはなりません。ただし、そのような場合、凡例を「無印は軽減税率」とするのであれば、軽減税率である旨を示したことになります。 また、区分記載請求書に「T+法人番号」を記載していても差し支えありませんが、適格請求書発行事業者としての登録をお忘れなきようお願いいたします。（登録なきままに平成35年10月以降、登録番号と誤認される番号を記載した請求書等を交付する場合、罰則の対象となる可能性があります。）
インボイス制度	飲食料品の卸売業を行っていますが、インボイス制度実施後は、自社の登録番号等を仕入れ先などに知らせることが必要ですか。	インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者は、自社が発行するインボイスに登録番号を記載する必要がありますが、販売先などの事業者に対して登録番号を知らせる必要は必ずしもありませんが、適格請求書を発行可能である旨は販売先に共有しておくことも必要に応じてご検討ください。
インボイス制度	インボイス制度への対応の前に、当面は31年10月の軽減税率の導入への対応を中心に検討していますが、31年10月からインボイス制度の導入を踏まえて対応することのメリットがありますか。	インボイス制度が導入されると、請求書等の記載事項が、区分記載請求書等保存方式の場合よりも増えることとなりますが、適格請求書の記載事項を満たした請求書等は、区分記載請求書にも対応しているため、平成31年10月からインボイス制度に対応することも問題ありません。 このような対応により、帳票やシステムの変更に対する二重投資を避けることもできることとなります。

<p>インボイス制度(銀行振込手数料)</p>	<p>販売代金等の銀行振込の手数料について、商慣行において「売り手負担」が定着しています。</p> <p>この場合、インボイス制度においては、売り手である事業者は、どのようにすれば仕入税額控除を行うことができるのでしょうか。</p> <p>また、現行は、「売上の値引き」と考え、処理していますが、複数税率の下では支障があるように感じますが、現行のその処理は改める必要がありますか。</p>	<p>売り手負担の銀行振込手数料については、①「売上の値引き」とするほか、例えば、②買い手からの「役務提供の対価」や、③買い手による「立替金の支払い」と整理することができます。</p> <p>①「売上の値引き」とする場合の税率は、元の取引に適用された税率に準じたものとなり、また、適格返還請求書を売り手から買い手に交付する必要があります。</p> <p>②「役務提供の対価」とする場合の税率は標準税率となり、「買い手」から適格請求書を別途受領する。又は「売り手」から「買い手」に仕入明細書を送付し確認を受けることで仕入税額控除を行うことが可能となります。</p> <p>③「立替金の支払い」とする場合も標準税率となり、「買い手」が銀行から受領した振込手数料に係る適格請求書を別途受領することで仕入税額控除を行うことが可能となります。</p> <p>なお、現行の「売上の値引き」処理も認められるものの、複数税率の下では、適用税率が複雑となるという観点から他の処理方法に変更することも一案でしょう。</p> <p>その場合、取引先と振込手数料の取扱いについて事前に確認しておくことが望ましいと思われれます。</p>
<p>インボイス制度(税額計算)</p>	<p>買い手が仕入税額を割り戻しで計算する場合、売り手が交付したインボイスに記載された消費税額と一致しないことも考えられますが、特段問題ないと考えればよいですか。</p>	<p>特段問題はありません。</p>
<p>インボイス制度(登録制度)</p>	<p>現在、免税事業者ですが、取引先の百貨店等との関係などを考えると、適格請求書を発行できるようになる必要があると思っています。免税事業者が適格請求書発行事業者になるにはどうすればよいですか。</p>	<p>免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。</p> <p>ただし、免税事業者が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。</p> <p>したがって、この経過措置の適用を受けるこ</p>

		<p>ととなる場合は、登録日から課税事業者となりますので、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。</p> <p>(注) この経過措置の適用を受けない課税期間に登録を受ける場合については、原則どおり、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。</p> <p>なお、免税事業者が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに、登録申請書を提出しなければなりません。</p>
<p>インボイス制度(端数処理)</p>	<p>インボイスに記載する消費税額の計算の際の端数処理は、一枚のインボイスでは、税率ごとに一回ずつ行うこととされています。このため、複数の商品の取引を一枚のインボイスに記載する場合には、商品の単品の価格(税抜価格+消費税)の合計額とインボイスに記載される金額が異なるケースも出てくると思いますが、そうした場合も問題はないのですか。</p> <p>○単品税込価格:137 円(=税抜価格125 円+税 10% (端数切捨て)12 円)</p> <p>○11 個まとめ販売価格:1,512 円(=税抜価格 1,375 円+税 10% (端数切捨て)137 円)</p> <p>⇔単品価格 137 円×11 個=1,507 円</p>	<p>適格請求書の記載事項である消費税額等については、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。</p> <p>したがって、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。</p> <p>このため、複数の商品をまとめて販売する場合などには、店頭で表示するプライスカードや単品の価格表などに表示される税抜価格と消費税額の合計額と、インボイスに記載される合計金額が異なるケースが考えられますが、価格表示や端数処理のルールによるものであり、問題ありません。</p> <p>(なお、切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。)</p>
<p>インボイス制度(端数処理等)</p>	<p>インボイス制度が実施された後において、納品書単位で端数処理し算出した消費税額を、月次請求書上で足し上げる方法も可能ですか。</p>	<p>インボイスに消費税額等を記載する際の端数処理については「1インボイス当たり、税率ごとにそれぞれ1回」行うこととなります。</p> <p>なお、「インボイス」とは記載事項を満たすものであれば、書類の名称は問わないため、納品書であってもインボイスになり得ます。</p> <p>また、相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能であり、納品書をインボイスの「消費税額等」を記載する書類とする</p>

		<p>ことも可能です。</p> <p>その際、ご質問のように、納品書単位で記載した消費税額等を、月次請求書上で足し上げるということも可能です。(インボイスの記載事項としての「消費税額等」は、納品書に記載されていることとなります。)</p>
インボイス制度(端数処理)	納品書と請求書を合わせてインボイスとする場合、納品書単位で端数処理した税額を、請求書で単純合算する方法も認められるか。また、請求書の段階で再度端数処理する場合はどうか	<p>適格請求書の記載事項は必ずしも一の書類で満たす必要はなく、相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。その場合、納品書単位で端数処理した消費税額等を記載しているのであれば、「納品書」が適格請求書の「消費税額等」を記載した書類となります。また、請求書に当該消費税額等を単純合算した金額を記載することとしても差し支えありません。</p> <p>なお、納品書単位で消費税額等を記載しておきながら、請求書でも合計額から再度端数処理を行うのであれば、「請求書」金額で計算して記載した消費税額等が適格請求書の記載事項である消費税額等となりますのでご注意ください。その場合、仕入税額控除を行う相手との間で、どの金額が適格請求書に記載すべき消費税額等であるか認識を共有しておくことが望ましいと考えられます。</p>
インボイス制度(端数処理)	納品書では、単価を小数点一桁まで設定し、販売個数を乗じたところで端数処理しているが、インボイス制度後は認められないのですか。	<p>インボイス制度後の端数処理のルール(一インボイス当たり税率ごとにそれぞれ一回)は、「消費税額等」を計算する際のもので、販売価格の計算においては、1円未満の金額についてどのような処理を行ってもかまいません。</p>
インボイス制度(交付義務免除)	卸売市場などに出品する場合などには、インボイスを交付しなくともよいケースがあると聞きましたが、どのような場合でしょうか。	<p>適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な次のような取引については、適格請求書の交付義務が免除されます。</p> <p>① 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限り。)</p> <p>② 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は</p>

		<p>森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）</p>
<p>インボイス制度（仕入明細書）</p>	<p>インボイス制度の下での仕入明細書には、取引の相手方の登録番号が記載されていればよいですか。</p>	<p>仕入明細書は「買い手」から「売り手」に対して交付されるものでありますが、その記載内容は、「売り手」が交付する適格請求書とほぼ同じとなっております。したがって、取引の相手方（売り手）の登録番号を記載しておく必要があります。</p> <p>ただし、仕入明細書に手数料等の「買い手」にとっての売上げとなる部分の記載がある場合には、「売り手」にとっては、当該記載部分については仕入明細書を「適格請求書」として保存することで仕入税額控除を行うことになるため、発行者（買い手）の登録番号など必要な記載事項を記載することが求められます。</p>
<p>インボイス制度（仕入明細書）</p>	<p>適格請求書等に代えて仕入明細書の保存でも仕入税額控除が認められるとのことですが、仕入明細書により仕入税額控除をする場合には全ての仕入先について仕入明細書による仕入税額控除を行う必要がありますか。</p>	<p>仕入明細書により仕入税額控除をする場合でも、全ての仕入先について行う必要はなく、取引先によって適格請求書等の保存か仕入明細書の保存かを選択することも認められます。</p>
<p>インボイス制度（請求書等）</p>	<p>代引きで仕入れた際に、宅配業者の伝票を請求書として保存することで仕入税額控除していますが、インボイス制度の下でも同様の取扱いになりますか。</p>	<p>インボイス制度後、宅配業者は、代金引換の伝票には適格請求書の記載事項である「課税資産の譲渡等の内容」や「適用税率」を記載することが困難になるという事情がありますので、販売者が発行する納品書等を適格請求書として仕入税額控除を行うこととなると考えられます。</p>
<p>インボイス制度（免税事業者）</p>	<p>インボイス制度の下では、免税事業者からの仕入れは仕入税額控除ができませんが、これにより免税事業者が淘汰される可能性があるのではないですか。</p>	<p>インボイス制度の下では免税事業者からの仕入れは仕入税額控除できませんが、免税事業者の仕入れに係る消費税の負担も考慮した上で、価格の調整を行うことが考えられます。また、免税事業者が課税事業者を選択すれば適格請求書発行事業者になることもできます。</p> <p>なお、インボイス制度の導入に際しては、免</p>

		<p>税事業者からの仕入れに係る税額控除についての激変緩和措置として、仕入税額控除の割合を段階的に減少させることとしています。</p>
<p>インボイス制度（税額計算）</p>	<p>当社は、税抜経理方式で会計処理を行っていますが、消費税の納税額を計算に当たって、売上げ・仕入れともに「割戻し計算」により算出して申告しても良いでしょうか。</p>	<p>消費税の納税額の計算の方法については、インボイス制度導入後は、「積上げ計算」と「割戻し計算」の選択制となっています。</p> <p>会計処理が税抜経理方式であっても、消費税額の計算上、売上げ・仕入れともに「割戻し計算」により算出することは可能です。</p>
<p>インボイス制度（出張旅費の仕入税額控除）</p>	<p>公共交通機関が適格請求書の交付義務が免除されるのは3万円未満のものに限られますが、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費の仕入税額控除は、3万円以上のものでも帳簿の保存のみで認められるのでしょうか。</p>	<p>従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費の仕入税額控除は、3万円以上のものでも帳簿の保存のみで認められます。</p>
<p>インボイス制度（適格返還請求書）</p>	<p>当社は、取引先と販売奨励金に係る契約を締結し、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。</p> <p>販売奨励金の精算に当たって、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っていますが、インボイス制度の下でも同様の方法で一枚の書類で発行しても良いですか。</p>	<p>ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当します。</p> <p>したがって、貴社は、取引先に対し、課税資産の譲渡等と売上げに係る対価の返還等を行っていることから、取引先に対し、適格請求書と適格返還請求書を交付する義務があります。</p> <p>この場合において、現在、貴社が交付する請求書に、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な記載事項を記載して一枚の書類で交付することも可能です。</p> <p>具体的には、当月販売した商品について、適格請求書として必要な事項を記載するとともに、前月分の販売奨励金について、適格返還請求書として必要な事項を記載すれば、1枚の請求書を交付することで差し支えありません。</p> <p>さらに、継続して、課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及びその金額に基づき計算した消費税額等を税率ごとに請求書等に記載する</p>

		<p>ことにより、適格請求書と適格返還請求書に必要な記載事項を満たすことも可能です。(適格請求書等保存方式に関するQ&A 問 40 参照)</p>
インボイス制度(仕入税額控除制度)	<p>インボイス制度の下では、交付したインボイスの写しの保存が義務付けられますが、現行の帳簿方式や31年10月からの区分記載請求書等保存方式でも、自己の売上げの請求書の保存が必要でしょうか。</p>	<p>消費税法においては、インボイス制度の下でのみ交付したインボイスの写しの保存が義務付けられます。</p> <p>したがって、35年9月30日までの売上げに係る請求書については、消費税法上、保存義務はありません。</p> <p>ただ、法人税や所得税のための売上げの事実の証拠書類として保存する場合はあると思われます。</p>
適用税率	<p>当社は、肉の規格外品(切れ端など)を販売していますが、この適用税率はどうなりますか。</p>	<p>軽減税率の対象となるのは、飲食料品の譲渡になり、「飲食料品」とは食品表示法上の食品(人の飲用又は食用に供するもの(酒類を除く))を指し、適用税率は売手が販売時点で判断します。</p> <p>ご質問の肉の規格外品であっても、飲食料品として譲渡するものであれば軽減税率が適用されます。</p>
適用税率(引き出物)	<p>結婚式費用として新郎新婦に対して請求する引き出物(お菓子)の代金について、軽減税率の対象となりますか。</p>	<p>結婚式は引き出物の譲渡を含めた様々な資産の譲渡等が一体となって行われるものであり、一の取引(役務の提供)として、全体が標準税率対象となります。</p> <p>一方で、婚礼プランの対価を算出するに当たり、それぞれの対価の額が別個に契約上明記されており、個々の資産の譲渡等の対価を積み上げて計算するような場合、「引き出物代」については軽減税率の対象となります。</p> <p>上述の通り、個々の契約方法によって適用税率が変わる可能性がありますので、契約書等を持参のうえ、最寄りの税務署にご確認いただくのがよろしいかと思われます。</p>
適用税率(試作品)	<p>食品の「試作品」を販売するにあたり、その対価は、原材料代や容器包装代の原価を積み上げて算定しています。そのような場合でも、その販</p>	<p>ご質問の場合、あくまで販売価格の算定に当たり、原価を利用しているにすぎず、試作品といえ飲食料品の販売であるため、その販売は軽減税率の対象となります。</p>

	売は軽減税率の対象となりますか。	
適用税率 (販売奨励金)	<p>飲食料品の販売先に支払う「リベート」は、すべて軽減税率の適用対象になりますか。</p>	<p>飲食料品の販売先に支払うリベート（販売奨励金）については、</p> <p>イ 事業者が販売促進の目的で、課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先に支払うものは、「売上げに係る対価の返還」に該当します。</p> <p>その適用税率は、対価の返還の対象となった課税資産の譲渡等の内容に応じて判断することとなり、対象となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。</p> <p>ロ 販売数量、販売高等に応じて支払われるもの以外のリベートについては、「売上げに係る対価の返還」には該当せず、それぞれの契約内容に応じて適用税率が判断されることになります。</p>
適用税率 (損害賠償金)	<p>冷凍食品の運送に当たり、運送業者が冷凍でない温度帯で運送した結果、食品がダメになったことから、運送業者に損害分を請求する場合には軽減税率が適用されますか。</p>	<p>運送業者に請求する金銭は、食品がダメになったこと(送付先に代替品を送付しなおさなくてはならなかったこと等)に伴い御社に生ずる「損害の賠償を求めるもの」と考えられますので、消費税法上は「資産の譲渡等の対価」に該当せず、「課税対象ではない取引(不課税取引)」に当たると考えられます。</p> <p>したがって、適用される消費税の税率もありません。</p>
適用税率 (OEM)	<p>OEM製造として、調味料をケースに詰めて納品しています。主原料はすべて発注元から無償で支給されていますが、この調味料の納品について適用税率はどうなりますか。</p>	<p>OEM製造において、発注元から主原料等が無償で支給され、完成品を納品する契約である場合、貴社は発注元に対して、食品を製造するという役務提供を行っているもの(賃加工契約)と考えられますので、標準税率が適用されます。</p>
適用税率 (給食事業者)	<p>当社はグループ会社(有料老人ホーム運営)の中で、有料老人ホームを運営する親会社から委託を受けて調理を行っている法人です。当社が提供する食事は軽減税率の対象となりますか。</p>	<p>軽減税率が適用される有料老人ホーム等での飲食料品の提供は、「有料老人ホームの設置者又は運営者」が行うものに限られます。御社は設置者である親会社から委託を受けて提供するものであるため、入居者に対して行う一定の基準(一食640円以下/一日累計1,920円以下)を満たす飲食料品の提供は、軽減税</p>

		<p>率が適用されます。</p> <p>一方、親会社との間で食事の提供に関する委託契約に基づいて支払いを受ける対価については、役務提供の対価であるため、標準税率が適用されます。</p>
容器・包装	<p>商品(食料品)を風呂敷に包んで提供(販売)しています。</p> <p>今は「おつつみ代」として別途風呂敷の対価をいただいておりますが、「風呂敷代込み」にすれば、価格全体が軽減税率の適用対象となりますか。</p>	<p>商品の販売に付帯して通常必要な容器包装は、それを含めて販売価格全体が軽減税率の適用対象になりますが、現状において、別途対価をとって販売している「風呂敷」を、その代金込みで販売したとしても、それは「通常必要な容器包装」ということは難しいものと考えられます。</p> <p>そのため、風呂敷代込みとして販売する場合、「一体資産」に該当するものとして、適用税率の判定(税抜価格1万円以下・食品価額の割合が2/3以上)が必要になるものと解されます。</p>
外食(飲食設備)	<p>他の事業者が設置・運営しているスーパー等でテナントとして飲食料品を販売していますが、フードコートやイートインコーナーが設置されている店舗と特にそうした設備はなく、休憩用の椅子やソファがあり、そこで購入した飲食料品を飲食しているようなケースがあります。</p> <p>後者のような場合も、外食に該当するのですか。</p>	<p>「外食(食事の提供)」とは、「飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供」を言います。</p> <p>ここでいう「飲食設備」とは、「テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備」を指し、飲食料品の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないこととされています(軽減通達8)。</p> <p>したがって、休憩用として設置された椅子やソファであっても、飲食に用いられる設備であるならば「飲食設備」に該当するため、自らこうした設備を設置し、そこで顧客に飲食させる場合は外食として標準税率の対象となります。したがって、飲食料品の販売時点において、持ち帰りか否かの意思確認を行うことが必要となります。</p> <p>ご質問のように、他の事業者が設置・運営しているスーパー等でテナントとして飲食料品を販売している場合には、その「飲食設備」が、飲食料品を提供する事業者(貴社)が設置したものでなくても、設備の設置者(スーパ</p>

		<p>一等) との間の合意に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、「飲食設備」に該当します。</p> <p>従って、このような合意がある場合には、顧客がこの設備を利用して飲食する場合には、外食に該当することになります。</p> <p>逆に、設備の設置者(スーパー等)との間に、その設備を顧客に利用させるという合意がない場合は、「飲食設備」に該当せず、外食にも該当しません。</p>
ケータリング	<p>当社は老人ホーム等に対して食事の配達等を行っていますが、お正月や雛祭り等イベントの際には、通常の容器に代えて、イベントに合わせた特別な容器に食事を入れて提供します。</p> <p>この特別な容器に入れた食事は、一体資産に該当しますか。この容器は食後には廃棄されます。</p>	<p>食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、当該包装材料等も含め軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。</p> <p>ここでの通常必要なものとして使用される包装材料等とは、その飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が費消され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。</p> <p>ご質問の容器は、食後には廃棄されるとのことですので、特別な容器に入れた食事は、一体資産に該当しないと思われます。</p> <p>なお、例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用しており、食品とその容器をあらかじめ組み合わせて一の商品として価格を提示し販売しているものについては、その商品は「一体資産」に該当します。</p>
加工賃	<p>食肉の加工を受託し加工料を得ているが、取引形態を「食肉を仕入れて、加工したものを販売する」という形に変更することに問題はありますか。</p>	<p>取引の形態や内容については、取引(契約)当事者の自由ですので、契約内容と取引実態等が一致していれば、特に問題とはならないと思われます。</p>
補助金	<p>A型の補助金とB型の補助金の併用は可能ですか</p>	<p>「A型、B型それぞれの要件を満たしているのであれば併用可」となります。</p> <p>ただし、「A型とB型が完全に分離している」</p>

		<p>ことが要件になりますのでご注意ください。</p> <p>この場合に、A 型と B 型が完全に分離しているかどうか、あるいは、二重になっていないかどうかは、システムベンダーさんに判断していただくことになると思いますので、お問い合わせをお願いします。</p> <p>また、直接事務局へ確認するようお願いいたします。</p>
補助金	B1 型と B2 型の補助金の併用は可能ですか	<p>基本的には B1、B2 の併用はできませんが、かなりレアケースですので、直接事務局へ確認するようお願いいたします。</p>